

○座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱

平成25年3月29日告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅にスマートハウス関連設備を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるシステムで、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくもの）の合計値が10キロワット未満のもの
- (2) リチウムイオン蓄電池 当該年度の環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業の補助対象として指定されている機器
- (3) 関連設備 住宅用太陽光発電システム又はリチウムイオン蓄電池で未使用であり、かつ、リース契約により使用するものでないもの

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、個人が市内において自らが居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。）に関連設備を設置する事業又は自らの居住の用に供する関連設備が付帯した新築住宅（店舗等併用住宅を含む。）を購入し、若しくは建築する事業とする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内の住宅の購入、建築、建て替え等のため、市外に居住している者であって、その後において補助を受ける関連設備を継続的に使用するものであること。
- (2) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 住宅用太陽光発電システムを設置する補助事業については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定による経済産業大臣

の認定（以下「経済産業大臣の認定」という。）を受けること。

（4）関連設備を設置する住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者から設置の承諾を受けていること。

（5）共同住宅に居住する場合は、関連設備により発電し、若しくは蓄電した電気、若しくは発生した温水又はエネルギー管理機能を自らの居住の用に供する専有部分でのみ使用することを目的とすること。

2 前項の規定にかかわらず、この告示又は廃止前の座間市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成21年座間市告示第74号）に基づき関連設備について補助を受けた者は、補助を受けた関連設備については補助の対象とならない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）住宅用太陽光発電システム 太陽電池の最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満を切り捨てる。）1キロワットにつき1万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、4万円を限度とする。

（2）リチウムイオン蓄電池 4万円

（交付の要望）

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、スマートハウス関連設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する日の14日前までに市長に提出するものとする。

（1）関連設備の設置場所を示す地図

（2）設置に係る工事請負契約書又は新築住宅の売買契約書の写し

（3）設置場所の現況写真

（4）関連設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書及び設置の状況が確認できる配置図

（5）収支予算書（第2号様式）

（6）関連設備を設置する住宅が申請者の所有でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書

（7）その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨をスマートハウス関連設備設置補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめスマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果をスマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第18条の規定にかかわらず、補助事業の完了の日の翌日から起算して30日以内又は市の会計年度の終了する日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日）のいずれか早い日までにスマートハウス関連設備設置補助事業実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 関連設備の設置に係る領収書その他支払を証する書類の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムについては、経済産業大臣の認定を受けたことを証する書類の写し
- (3) 関連設備の設置状況が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出期限までに経済産業大臣の認定を受けることが困難と認められるときは、経済産業大臣の認定を申請していることが分かる書類を前項第2号に掲げる書類に替えることができる。この場合において、補助事業者は、当該申請について決定を受けたときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、スマートハウス関連設備設置補助

金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 10年
- (2) リチウムイオン蓄電池 6年

2 補助事業者は、規則第24条の規定に基づき、財産の処分の承認を受けようとするときは、スマートハウス関連設備処分承認申請書（第8号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（処分の承認の決定）

第15条 市長は前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果をスマートハウス関連設備設置処分承認（不承認）通知書（第9号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（調査）

第16条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、関連設備の設置工事の状況を設置場所において調査することができる。

（使用状況の報告）

第17条 市長は、補助事業者に対し、関連設備の設置後に使用状況の報告を求めることができる。

（手続代行者）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

（実施細目）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 座間市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成21年座間市告示第74号）は、廃止する。

附 則（平成25年8月27日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第26号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第31号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第32号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月14日告示第60号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年6月19日告示第74号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年4月12日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年4月15日告示第65号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年6月12日告示第11号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日告示第54号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年4月15日告示第49号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月19日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年4月8日告示第72号）

この告示は、令和6年4月15日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第52号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。